

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案(閣)

法第二二号(衆議院送付)要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、義務教育費国庫負担金の暫定措置

義務教育費国庫負担金について、平成十七年度限りの暫定措置として、本来の国庫負担額から四千二百五十億円を減額すること。

二、文部科学省関係の補助金の整理及び合理化

市町村が行う就学援助に対する国庫補助の対象を要保護者に限定すること、公立高等学校における産業教育のための実験実習設備費に対する国庫補助を廃止することなど、文部科学省関係の補助金の整理及び合理化を図ること。

三、施行期日

この法律は、平成十七年四月一日から施行すること。